令和5年第3回立科町議会定例会会議録

- 1. 招集年月日 令和5年9月5日(火曜)
- 1. 招集の場所 立科町議会議場
- 1. 開会 午前10時 宣告
- 1. 応招議員

1番 秦野 仁美2番 宮坂 幸夫3番 小野沢常裕4番 今井 健児5番 芝間 教男6番 中村 茂弘7番 村松 浩喜8番 森澤 文王9番 村田 桂子10番 榎本 真弓11番 今井 英昭12番 今井 清

- 1. 不応招議員 な し
- 1. 出席議員 12名
- 1. 欠席議員 な し
- 1. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職・氏名

町長 両角正芳 副町長 小平春幸 教育長 塩澤勝巳

総務課長 齊藤明美 町民課長 荻原義行 企画課長 竹重和明

教育次長 羽場雅敏 建設環境課長 篠原英男

産業振興課長 市川 偉 会計管理者 羽場厚子

たてしな保育園長 山口恵理 庶務係長 田口 仁

代表監査委員 関 淳

1. 本会議に職務のため出席した者の職・氏名

議会事務局長 今井一行 書記 伊藤百合子

散会 午前10時52分

議長(今井 清君) おはようございます。これから本日9月5日の会議を開きます。

本日の会議において、広報たてしなの取材撮影を許可してありますので、ご了承願います。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

◎日程第1 報告第5号~日程第2 報告第6号

議長(今井 清君) 日程第1 報告第5号 健全化判断比率等の報告について及び日程第 2 報告第6号 専決処分事項の報告についての2件を一括議題とします。 本件について、報告を求めます。齊藤総務課長、登壇の上、願います。

〈総務課長 齊藤 明美君 登壇〉

総務課長(齊藤明美君) 報告第5号 健全化判断比率等の報告について。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により、令和4年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率を報告します。

地方公共団体の財政の健全度を示す指標として、実質赤字比率、連結実質赤字比率、 実質公債費比率、将来負担比率この4つの指標が定まっており、この指標は財政状況 を客観的に表し、財政の早期健全化の必要性を判断するものでございます。

1、令和4年度健全化判断比率の状況ですが、普通会計における赤字の大きさを財 政規模に対する割合で表す実質赤字比率及び特別会計を加えた割合で表す連結実質赤 字比率につきましては、実質収支が黒字であるため、数値の表示はございません。

借入金など負債の大きさを財政規模に対する割合で表す実質公債費比率は8.1%で、 早期健全化基準の25%を大きく下回っており、健全な財政状況と判断されます。

将来負担比率は、将来の負担額に対し充当可能な財源等が上回っているため、数値の表示はありません。これは、基金などの充当可能財源があるためでございます。

早期健全化基準、財政再生基準につきましては、国で示されている基準であります。 この基準を超えると起債が制限されるほか、国の指導の下、財政健全化計画の策定な どが必要となりますが、当町は健全な財政状況を維持しており、計画策定等の必要は ございません。

続いて2、公営企業会計に係る資金不足比率の状況でございますが、公営企業の資金不足を公営企業の事業規模である料金収入の規模と比較して指標化したもので、対象となる水道事業、下水道事業はそれぞれ資金の不足額はなく、数値は表示されておりません。

全ての指標において、健全な財政となっていますので、ご報告させていただきます。 令和5年9月4日提出、立科町長。 なお、議会への報告後は、広報たてしな等で公表を予定しております。 報告は以上となります。

続きまして、報告第6号 専決処分事項の報告について申し上げます。

地方自治法第180条第1項により、議会において指定された事項について、次のと おり専決処分したので同条第2項の規定により報告する。

令和5年9月4日提出、立科町長。

裏面は、専決処分書になります。1件100万円以下の損害賠償額の決定については 町長が専決処分できる事項となっております。

この損害賠償額の決定について、7月11日に1件の専決処分をしましたので同条第 2項の規定により議会に報告を申し上げます。

専決処分の内容は、損害賠償の額10万1,333円、損害賠償の相手方は記載のとおりでございます。事故の概要は令和5年3月21日午前9時50分、町道白樺湖大門峠線を走行中、道路の欠損していた穴にて、左前輪タイヤを損傷した物損事故でございます。報告につきましては、以上でございます。

◎日程第3 報告第7号

議長(今井 清君) 日程第3 報告第7号 立科町教育委員会の事務の管理及び執行状況の 点検及び評価報告書についてを議題とします。

本件について、報告を求めます。羽場教育次長、登壇の上、願います。

〈教育次長 羽場 雅敏君 登壇〉

教育次長(羽場雅敏君) 報告第7号 立科町教育委員会の事務の管理及び執行状況の点検及 び評価報告書について報告申し上げます。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条の規定に基づき、令和4年度立科 町教育委員会の事務の管理及び執行状況について、学識経験者である外部監査委員、 教育委員の皆様に14事業の点検及び評価を行っていただきました。

点検及び評価に当たりましては、評価A、期待以上、評価B、期待とおり、評価C、やや下回る、評価D、期待以下の4段階で評価を行っていただきました。

なお、法律に基づき評価報告書を議会へ提出するとともに、町のホームページで公 表いたしますので、承知おき願います。

それでは、お手元に配付いたしました評価報告書の主な内容を申し上げます。

番号1、立科教育推進事業では、立科小学校における30人規模学級編成と、小・中学校児童生徒給食費無償化事業の評価はAです。立科の子供たちが生きる力をつけることを目標に新規事業に取り組んでいることに対して、高い評価を受けたものであります。そのほか特別支援教育事業、不登校対策事業、教育推進事業、小・中学校入学支援事業の評価はBです。引き続き事業の推進に努めてまいります。

番号2、地域高校育成支援事業の評価はBです。引き続き地域高校であります蓼科 高等学校の各種支援に努めてまいります。

番号3、学校施設整備事業から番号6、指導主事配置事業までの評価はいずれもBです。引き続き老朽化の進む学校施設の環境整備、児童生徒のICT教育の推進、オレゴン市親善大使と専門業者派遣講師の2名体制による児童生徒の英語力の向上、学校教育活動の進化と活性の促進に努めてまいります。

番号7、児童館運営事業の評価はBです。児童クラブ・放課後子ども教室の運営等 コロナ禍ではありましたが、児童の安心安全の居場所づくりに取り組んだことに対し て評価を受けたものであります。

番号8、保育園運営事業の評価はBです。たてしな保育園では生きる力の基礎として知・徳・体を培うとともに、教育的プログラムを取り入れた保育計画を基に生活や遊びを通して児童の健全な心身の発達を培っているところであります。

番号9、社会教育事業から番号11、社会体育事業までにつきましては社会教育の関連事業となりますが、評価はいずれもBです。コロナ禍のため各種事業の中止や縮小を余儀なくされましたが、実施方法を変更するなど工夫を凝らし事業を実施したことに対して評価を受けたものであります。

番号12、文化財保護事業の評価はBです。笠取峠のマツ並木のアカマツ若木の植樹活動などについて評価を受けたものであります。今後とも植樹活動、樹勢回復事業をはじめ、町の文化財の維持、管理、保存等に努めてまいります。

番号13、人権教育推進事業の評価はBです。分館人権学習会や人権を考える町民大会につきましては、コロナ禍のため各分館等での現地開催はできませんでしたが、感染対策を検討しケーブルテレビ等での放送により事業実施に努めたことに対して評価を受けたものであります。

番号14、出産祝金支給事業の評価はAです。出産祝金支給事業は令和4年度から創設された事業ですが、新規事業であり人口増に期待したいと高い評価を受けたものであります。

以上、評価報告書の主な内容を申し上げましたが、詳細は次ページからの点検評価 シートをご覧いただきたいと思います。また町のホームページ等でも公表いたします のでご覧いただきたいと思います。令和5年9月4日、立科町教育委員会。

私からの報告は以上です。

議長(今井 清君) 続きまして、令和4年度立科町決算等審査意見書について監査委員の審 査報告を求めます。関代表監査委員、登壇の上、願います。

〈代表監査委員 関 淳君 登壇〉

代表監査委員(関 淳君) まず、お手元に配付してございます令和4年度の立科町決算等 審査意見書をご覧いただきたいと思います。 1ページを開いていただきます。令和4年度立科町一般会計及び特別会計の決算審 査意見書でございます。

審査の概要、審査の対象ですが、立科町一般会計歳入歳出決算ほか、5つの会計の 歳入歳出決算でございます。審査の期間は、令和5年7月19・21・24・25の4日間で 行いました。審査の手続につきましては、記載されているとおりでございます。

審査の結果でございますが、各会計歳入歳出決算書及び調書等は関係法令に準拠して作成されておりました。また、予算の執行及び関連いたします事務の処理は、適正に行われておりましたので、ここに報告させていただきます。

2ページをお開き願いたいと思います。

一般会計及び特別会計の決算の概要でございますが、1,000円未満は省略させていただきます。

まず、第1の決算の総括(1)決算の規模ですが、表の歳入の欄をご覧ください。 決算額で、一般会計64億4,862万円、特別会計で20億3,275万3,000円、合計で84億 8,137万4,000円でございます。

重複控除額でございますが、その下の表をご覧ください。一般会計の繰入れはゼロ、特別会計の繰入れは、国民健康で5,931万7,000円、後期高齢者医療が2,513万8,000円、介護保険が728万3,000円、索道事業が40万9,000円となっております。こうしました重複控除額を差し引きました純計決算額は、一般会計で64億4,862万円、特別会計が19億4,060万5,000円となります。

歳出ですが、決算額でいいますと一般会計58億2,354万7,000円、特別会計19億4,338万1,000円で、合計で77億6,692万9,000円で、表の一般会計の繰り出し9,214万7,000円、特別会計の繰り出しはゼロで重複控除額を差し引きました純計決算額では、一般会計57億3,139万9,000円、特別会計19億4,338万1,000円、合計で76億7,478万1,000円でございます。

一番下の表ですが、純計決算額を前年度と比較しますと、歳入は5.8%増、歳出も5.4%増で、差引残高は9.8%増となっております。

次ページの下にございます3ページですね。(4)財政の構造ですが、財政の構造につきましては、普通会計によりまして分析しますと次のとおりであります。

次ページ4ページをお開き願いたいと思います。アの歳入の構造で、自主財源の依存財源の構成比の推移を見ますと、表にありますように、自主財源の構成割合は32.4%、前年の34.2%と比較しますと1.8%減少しております。これは、依存財源であります国庫補助金が大きく増額したため、相対的に構成割合が下がったものであります。

イにございます歳出の構造では、消費的経費を前年度と比較しますと5億8,704万1,000円増えております。前年度の構成比と比較しますと5.1%増えており、この消費的経費の増は、観光地の廃屋解体工事及び情報配信サービスプラットフォームの構築

事業の増が主な要因であります。投資的経費を見ますと、前年度比3億4,117万9,000 円減となっております。この投資的経費の減は、農地農業用施設災害復旧事業費及び 索道施設整備費の減額などが主な要因であります。下にございますウの財政分析の表 ですが、財政力指数を見ますと0.33となっております。次ページの上に行きますが、 自主財源であります町税や財産収入、ふるさと寄附金等の一層の確保に努めていただ きたいと思います。

経常的収入比率は、前年度と比較しますと1.4%増となっております。今後とも経常的経費の動向に注視していただくとともに、抑制に努めていただきたいと思います。 真ん中にございます (5) の町債の状況でございますが、令和4年度末残高は30億 9,257万2,000円となっておりまして、令和3年度の末残高と比較しますと、6,194万円の増となっております。町民1人当たりに換算しますと45万5,000円で、前年比1万8,000円増えております。

(6)の下にございます債務負担行為の状況ですが、令和4年の債務負担行為の支 出額はありませんでした。

次ページをご覧いただきたいと思います。

6ページですが2の一般会計でございますが、一般会計の総括につきましては、 個々の款ごとにつきまして昨日、会計管理者から詳細な説明がありましたので、省略 させていただきたいと思います。

飛びまして、16ページをご覧いただきたいと思います。16ページですが、特別会計の決算収支の状況は表にありますように、歳入決算額20億3,275万3,000円、歳出決算額19億4,338万1,000円で、差引きの実質収支は8,937万2,000円の黒字となっております。ここから前年度実質収支額8,648万3,000円を控除しました単年度収支額は288万8,000円の黒字となっております。

各特別会計の歳入歳出につきましても、昨日会計管理者から詳細な説明がございま したので省略したいと思います。

次に、財産に関する調書が20ページにございます。20ページをご覧いただきたいと 思います。

財産に関する調書ですが、(1)にございます公有財産のアの土地建物の表がございます。一般会計の土地ですが、交換によりまして7.72平米の減となっております。 またイの山林ですが、立木蓄積高が4,521立方増えております。

次ページですが、次ページの(2)にございます、真ん中にですね、(2)でございます物品ですが、一般会計の車両の1台更新と、索道事業特別会計の車両が廃車によりまして1台減となってございます。

一番下にございます(3)の基金ですが、表のとおりで、令和4年度中に一般会計で3億2,158万2,000円の増、特別会計で5,438万4,000円の増となっております。令和3年度末現在高から見ますと合計で3億7,596万7,000円増まして、令和4年度末残高

は52億6,197万1,000円となっております。

次ページをお開き願いたいと思います。22ページ。

令和4年度立科町公営企業会計決算審査意見書ですが、審査の概要につきましては 記載されているとおりであります。第2の審査の結果でございますが、審査に付され ました決算報告書、財務諸表等につきましては、関係法令に準拠して作成されており まして、各事業の経営成績及び財政状況を適正に表示しているものと認められました。 次に、1の水道事業会計でございますが、(1)の事業の概要にありますように、 給水人口が年々減少しております。有収水量、有収率は増えておりますが、年間配水 量は前年に比べ1.76%減っております。

24ページをご覧いただきたいと思います。

24ページの真ん中からちょっと下に、下のほうに一番下のほうですね、下の表ですね、水道事業会計の経営成績がございます。営業収益は前年度に比べて500万2,000円増えております。営業費用は2,060万7,000円減っております。営業収益率は10.3%増えておりますが、今後とも人口の減少、節水型機器の普及等、水事業の大きな伸びが期待できず、さらに施設の老朽化に伴います修繕等や今後において大規模な建設改良工事も予想される中、昨年度策定しました立科町水道事業経営戦略に基づき、中長期的視野に立った健全経営を望むのであります。

26ページをご覧いただきたいと思います。

26ページの下水道事業会計でございますが、令和4年度の処理人口は6,005人、前年度比130人減っております。有収水量は前年度比1万1,517立方の減となっております。

28ページの上にございます下水道事業の経営成績をご覧いただきたいと思います。 総収益4億1,825万円で、総費用は4億1,485万6,000円、339万4,000の純利益を計上 しておりますが、施設の老朽化が進み、更新や維持管理に多大な費用が必要と見込ま れております。下水道事業を取り巻く環境は厳しさを増しておりますので、ストック マネジメント計画を基にしました適正な更新に努めていただくことを望みます。

以上で、企業会計を終わらせていただきます。

次ページの29ページにございます令和4年度基金運用状況審査意見書に移らさせて いただきます。

第1にございます審査の概要につきましては、記載されているとおりであります。 審査の結果でございますが、各基金はその設置目的に従いまして適切に管理・運用・ 会計処理が行われていることを認めますが、今後とも各基金の適切な管理及び効率的 な運用に努めていただきたいと思います。

次ページをご覧いただきたいと思います。30ページですね。

令和4年度財政健全化判断比率等審査意見書でございますが、審査に付されました 健全化判断比率及び資金不足比率につきましては、その算定の基礎となります書類は、 関係法令等に準拠しいずれも適正に作成されておりました。先ほど総務課長からも説明がございましたが、ただ一つ数値があります実質公債費比率ですが、早期健全化基準を超えていない立科町の財政状況は健全であると判断できますが、今後ともこの数値が上がらない努力をしていただくことが大切かと思います。

次ページ31ページでございます。

意見総括ですが、要点を絞って述べさせていただきます。前半部分は省略させていただきまして、中段の一般会計及び特別会計の歳入決算額ですが、その中の収入未済額が1億890万9,000円ございます。この内訳は、一般会計7,525万2,000円で、特別会計が3,365万6,000円で、特別会計の内訳は国民健康保険特別会計が1,904万9,000円、後期高齢者医療特別会計が73万円、介護保険特別会計が1,010万7,000円、白樺高原下水道事業特別会計が377万円となっております。今後とも一層の徴収によりまして、自主財源の確保に努めていただくとともに、未収金発生の防止及び早期回収を図っていただきたいと思います。

次に、一般会計及び特別会計の歳出ですが、令和4年度は懸案でありました女神湖周辺の廃屋の撤去が財政的に有利な条件で取り組まれたこと、JAの有線放送廃止の前に各戸に情報端末機器(たてしナビ)を無償貸与する事業に取り組まれたこと、それと各町有施設の照明器具のLED化が進められたことや、旧三葉保育園跡地は宅地分譲地として整備され遊休財産の活用が進められたこと、新型コロナウイルス感染症に係ります各種事業に、次のページですが、取り組まれたことは評価できると認められました。

その下にある索道事業ですが、暖冬・エネルギー価格の高騰により苦戦が続いておりますが、「民間の能力やノウハウの導入により、より細やかで質の高いサービスをより効率的に提供することによりまして、索道事業のひいては白樺高原の活性化を図る。」という初期の目的達成に向けて、指定管理者とともに町も協調しながら取り組まれることを望みます。

下のほうですが、中段から下にございます随意契約につきましては、地方公共団体が任意に特定の相手方を選定して締結する契約方式であります。競争入札を原則とする契約方法の例外であります。今後とも随意契約とする場合には、引き続きその個々について、その理由を常に明確にしていただきたいと思います。

最後に、立科町の厳しい行財政運営を踏まえ、より一層の行政サービス、財源確保、 経費削減、経費節減等を推進していただき、効果的な予算執行に努めていただきたい と、最小の経費で最大の効果を上げるために経済性、効率性、有効性を常に意識した 事務、事業に当たっていただき、職員一人一人がコンプライアンスの原点に立ち返っ て意識改革に取り組み、これまで以上に全職員で行財政の健全運営に鋭意努力してい ただくことをお願いしまして監査委員からの審査意見といたします。

議長(今井 清君) 報告を終わります。

お諮りします。議案第53号 令和4年度立科町水道事業会計未処分利益剰余金の処分について、議案第54号 令和4年度立科町下水道事業会計未処分利益剰余金の処分について及び令和4年度各会計の決算認定については、立科町議会委員会条例第5条の規定により議長・議員選出の監査委員を除く議員全員で構成する決算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査したいと思いますが、これにご異議はございませんか。

〔(異議なし)の声あり〕

異議なしと認めます。よって、議案第53号 令和4年度立科町水道事業会計未処分利益剰余金の処分について、議案第54号 令和4年度立科町下水道事業会計未処分利益剰余金の処分について及び令和4年度各会計の決算認定については、議長・議員選出の監査委員を除く議員全員で構成する決算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することに決定しました。

これより、直ちに決算特別委員会を開催し、正副委員長を選任の上、報告願います。 暫時休憩とします。議員は第一委員会室にお集まりください。再開は10時45分から です。

(午前10時33分 休憩)

(午前10時45分 再開)

議長(今井 清君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

本会議休憩中に開催されました決算特別委員会において、正副委員長の選任と日程が決定しましたので報告します。

委員長に5番、芝間教男君、副委員長に4番、今井健児君が選任されました。

日程は、9月13日から9月14日までの2日間、いずれも午前9時開議と決定しましたのでよろしくお願いします。

芝間教男決算特別委員長、何か報告事項はありますか。

- 5番(芝間教男君) 5番、芝間です。特に、報告はございません。
 - ◎日程第4 請願第3号
- 議長(今井 清君) 日程第4 請願第3号 免税軽油制度の継続を求める請願書を議題とします。

本請願の趣旨説明を願います。紹介議員10番、榎本真弓君、登壇の上、説明願いま す。

〈10番 榎本 真弓君 登壇〉

10番(榎本真弓君) 10番、榎本です。このたび提出をいたしました免税軽油制度の継続を 求める請願について、その理由を説明させていただきます。 要望理由、これまで冬季観光産業の重要な柱であるスキー場産業の発展に貢献してきた軽油引取税の課税免除の特例措置(以下、免税軽油制度という。)が、令和6年3月末日で廃止される状況にあります。

免税軽油制度は、元来、道路を走らない機械に使う軽油について、軽油引取税1リットル当たり32円10銭を免税する制度で、船舶、鉄道、農業、林業、製造業など、幅広い事業の動力源の用途に認められてきたものであります。

スキー場産業では、索道事業者が使うゲレンデ整備車及び降雪機に使う軽油が免税となっており、この制度がなくなれば、索道事業者は大きな負担増を強いられ、スキー場の経営維持が困難になるとともに、地域経済にも計り知れない影響を与えることになります。

以上の趣旨から、次の事項について、意見書を政府関係機関に提出していただくことを請願いたします。

請願事項、免税軽油制度を継続していただくこと、提出日は令和5年8月1日であります。これは、立科町議会議長に対し行ったもので、それぞれの事業者の代表者の連名が記されています。

追加で説明をさせていただきます。

免税軽油とは軽油引取税が免税された軽油のことをいいます。軽油には1リットル当たり、先ほどの説明のとおり、32円10銭の税金がかかっておりますが、法定の要件を満たすと免税軽油が使えるようになります。

このたびの請願は、課税免除の特例措置免税軽油制度が令和6年3月をもって廃止される期限を迎えるため、その後も制度の継続を求めるものであります。

ご存じのように免税軽油制度は索道事業者のみならず、農業、林業、航空運送、鉄道、製造業など職種は多岐にわたり、それぞれに関係する制度であり、特に立科町の 農業事業者にも大変影響の大きいものと考えております。

これまで、立科町議会への制度継続の請願は、索道事業者関係者からだけで提出をされてきましたが、この制度の継続は、地元農業事業者も望んでいるところであります。

関係する皆様と、次回は、ともに提出できることを期待したいと思います。議員各位の多くのご理解をいただき、政府関係機関への提出をお願いいたしたいと思います。 以上で、説明を終わります。

議長(今井 清君) ただいまの請願については、上程をいたしましたが、ご意見をお持ちの 方は、質疑の際に願います。

> また、審査については、質疑終了後、所管の常任委員会に付託する予定であります。 以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会とします。ご苦労さまでした。

(午前10時52分 散会)